

商品概要説明書の改正（令和2年11月）

②普通預金

旧	新
8. 手数料 (2) 新設	<p>8. 手数料</p> <p><u>(2) 未利用口座管理手数料</u></p> <p><u>令和3年1月4日以降に新規開設した預金は、最後の取引（預入れまたは払戻し。ただし、当該普通預金利息の元金組入および未利用口座管理手数料の払戻しを除く）から、2年以上取引がない場合は未利用口座として取扱いします。</u></p> <p><u>この場合、別途お届け住所に通知を発信、一定期間（翌々月末）を経過しても取引がない場合、当該手数料を払戻しします。</u></p> <p><u>残高不足等により未利用口座管理手数料の払戻しができない場合は、残高全部を当該手数料の一部として充当させていただき当該口座は自動的に解約いたします。（解約をもって不足する当該手数料は徴求しません）</u></p> <p><u>なお、当該預金残高 10,000 円以上、当該口座と同一店に借入や預かり資産（定期預金等）が 1 円以上、カードローン返済用口座は対象外です。</u></p>

③決済用普通預金 ④貯蓄預金

旧	新
前記②普通預金に同じ	

⑧変動金利定期預金

旧	新
6. 利息(2)利払方法 ①単利型（法人又は個人） 中間払利息の受取方法は、現金・口座振替となります。	6. 利息(2)利払方法 ①単利型（法人又は個人） <u>この受取方法は、現金（自動継続は除く）・口座振替となります。</u>

⑨スーパー定期・スーパー定期 300

旧	新
6. 利息(2)利払方法 ①単利型（法人又は個人） 中間払利息の受取方法は、現金・口座振替・定期（2年型のみ）となります。	6. 利息(2)利払方法 ①単利型（法人又は個人） <u>この受取方法は、現金（自動継続は除く）・口座振替・定期（2年型のみ）となります。</u>

⑩大口定期預金

旧	新
6. 利息(2)利払方法 (新設)	6. 利息(2)利払方法 <u>この受取方法は、現金（自動継続は除く）・口座振替となります。</u>